

「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況

平成 23 年 8 月 17 日
原子力災害対策本部

5月17日に決定した「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況は、以下のとおり。

1. 避難区域等の取組関係

(1) 避難区域等の見直し

- ・ 8月9日に原子力災害対策本部は、「避難区域等の見直しに関する考え方」を決定し、原子炉施設の評価及びモニタリングによって緊急時避難準備区域については、安全が基本的に確保されたことから、各市町村が復旧計画を策定した段階で同区域を一括解除することとした。今後、国は、市町村毎の避難状況、インフラ復旧の対応の有無、公的サービスの再開状況、除染の進捗状況、住民の意向などを踏まえ、住民帰還に必要な支援を行うこととする。
- ・ また、警戒区域・計画的避難区域は、ステップ2が完了した時点で、その区域見直しについて検討を行うが、除染や生活環境の復旧に向けた取組は先行して行うこととした。

(2) 応急仮設住宅等の早期確保

- ・ 8月8日時点で全体の約9割の 13,949 戸について着工済み(うち完成戸数は全体の約9割の 12,810 戸)。
- ・ 国家公務員宿舎、雇用促進住宅、地方公共団体の公営住宅等への被災者の受入れ調整等を随時実施しており、8月5日時点の入居済み又は入居決定戸数は、福島県内では 1,931 戸となっている(全国の入居済み又は入居決定戸数は 14,753 戸)。

(注)応急仮設住宅等は地震・津波被災者向けを含む。

(3) 一時立入りの実施

- ・ 住民の一時立入りについては、8月12日をもって全9市町村の一巡目の立入りを終了(8月12日時点で、9市町村の18,900世帯、31,914名が実施。8月下旬から9月上旬にかけて、日程の都合等により立入りできなかった方のための立入りを予定。)
- ・ 自家用車の持出しのための一時立入りを、6月1日以降順次実施して

きたところ、9月上旬には希望者全ての自家用車の持出しが終了する予定(8月12日時点で9市町村の計2,438台の乗用車を持出し)。

- ・ 日程の都合等により、立入り出来なかった方及び自家用車持出しのための一時立入り一巡目が終了する9月上旬以降、二巡目の一時立入りを実施予定。
- ・ 東京電力(株)福島第一の原子炉施設の安全性評価がなされたことを受け、立入者の安全を十分確保した上で、3km圏内への一時立入りを認めることとし、8月中旬に開始を目指す。
- ・ 環境省及び福島県が実施している、一時立入りに連動したペットの保護・回収については、8月11日時点で、犬300頭(匹)、猫188頭(匹)を保護。

(4) 計画的避難の実施

①計画的避難の進捗状況

- ・ 市町村の区域の全域又は一部が計画的避難区域に指定された5つの市町村においては、ほぼ100%の住民が避難を終えた。
- ・ 飯舘村については、8月4日時点で対象人口6,177人中、残留者数数名、村役場は6月1日に福島市内飯野支所で業務を開始し、6月22日に全庁を機能移転した。川俣町については、7月31日時点で対象人口1,252人中、残留者は数名。
- ・ なお、計画的避難に先立って住民の多くが避難していた、葛尾村、浪江町及び南相馬市については、葛尾村においては対象人口約1,300人中、8月9日時点で残留者は数名、浪江町においては対象人口約1,300人中、8月9日時点で残留者は数名、南相馬市においては5月下旬時点で対象人口約10人の全てが避難済み。
- ・ 計画的避難区域における事業継続の例外として、5月17日、特段の理由により町村が事業継続を認める場合には、安全上の管理を十分に行うことを前提として継続して差し支えない旨、町村に通知した(飯舘村8事業所、川俣町2事業所が、これに基づき区域内で操業を継続)。

②家畜の移動等について

- ・ 家畜の移動について、区域外の移動先のあっせんなど、必要な協力を行うとともに、家畜のスクリーニングや除染の手続などについて福島県に通知。
- ・ 計画的避難区域内の牛の残頭数の状況は、8月8日時点で避難対象頭数約9,300頭に対し、残頭数127頭となっている。

(5) 特定避難勧奨地点の設定

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域ほどの地域的広がりが見られない一部の地域で、事故発生後1年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される地点が存在している。これらの地点においては、政府として一律に避難を指示する等するべき状況にはないものの、生活形態によっては、20 ミリシーベルトを超える可能性も否定できないため、このような地点を「特定避難勧奨地点」とし、居住する住民に対して注意を喚起し、避難を支援していく(6月30日に伊達市内で104地点(113世帯)、7月21日及び8月3日に南相馬市内で122地点(131世帯)、8月3日に川内村内で1地点(1世帯)が設定された)。

(6) 避難区域等における治安維持

- ・ 6月2日に東京電力(株)福島第一原子力発電所から30km圏内及び計画的避難区域の治安維持を目的に「特別警備隊」(約300名)を編成し、警戒、職務質問、移動検問等を実施中。
- ・ また、村民によるパトロールにより、計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の防犯の充実、住民の安心・安全を確保するため、飯舘村においては6月6日から「いいたて全村見守り隊」が、川俣町においては6月20日から「川俣町地域安全パトロール隊」が、葛尾村においては6月21日から、「葛尾特別警戒隊」が、広野町においては7月10日から「広野町警戒パトロール隊」が、それぞれ警備を開始した。

2. 被災住民の安心・安全の確保

(1) 住民の長期的な健康管理(放射線量の評価)

- ・ 関係機関、大学や自治体等から専門家を派遣し、福島県の指揮の下、8月1日までに約21万人以上に対してスクリーニングを実施しているが、健康に影響を及ぼす事例は確認されていない。
- ・ 第二次補正予算において、福島県からの要望も踏まえ、原子力災害から子どもをはじめ住民の健康を確保すべく、必要な事業を中長期的に実施するために福島県が造成する「原子力被災者・子ども健康基金」に対して交付金を計上した(962億円のうち782億円)。環境モニタリングの結果等から、他の地域に比べ外部及び内部被ばく量が高い可能性があると考えられる浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区を対象に、福

鳥県は、先行調査を開始。全県民を対象とした被ばく線量を推定するための基本調査は、先行調査の結果を踏まえ8月中より質問票の送付を開始予定。

- ・ (独)放射線医学総合研究所において先行調査の対象地区の住民 122名について、6月27日より、ホールボディカウンターや、尿によるバイオアッセイ法等を活用した内部被ばく量の評価手法を検討するための調査を実施。また7月11日から、(独)日本原子力研究開発機構による被災住民(浪江町、飯舘村、川俣町)2,800人に対する内部被ばく調査を実施中。
- ・ また、本基金を活用して避難住民等を対象とした詳細な健康調査や、子どもを対象としたがん検診を中長期的に実施する予定。更に、ホールボディカウンター等による検査事業、子どもや妊婦に対する個人用積算線量計(フィルムバッジ等)の貸与事業、子どもの心身の健康確保事業等を実施する予定。

(2) がれき・下水汚泥等の処理

- ・ がれき(災害廃棄物)については、6月23日、避難区域、計画的避難区域及び処理を開始した10町村を除く中通り、浜通り地域における災害廃棄物の処理の方針を環境省が決定した。
- ・ 福島県の他にも東日本を中心に下水汚泥等から放射性物質が検出されていることに対応するため、放射性物質が検出された上下水処理に伴う汚泥等の当面の取扱いに関する考え方を6月16日にとりまとめた。

(3) 校庭・園庭等の線量調査及び土壌への対応

- ・ 福島県内のすべての小中学校等に対して、積算線量計を約1,800台配布した。また、福島県以外の地域においても、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校等を対象として、設置者等の希望に応じて、積算線量計を配布することとした(6月20日)。
- ・ 学校等において児童生徒等が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルト以下を目指し、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上となっている学校等が土壌に関する線量低減策を行う場合に、国が財政的支援を行うことを決定し(5月27日)、福島県以外の地域についても財政的支援の対象とすることとした(6月20日)。また、第二次補正予算では福島県外も含めた校庭等の線量低減事業として予算を計上した(約50億円)。
- ・ 第二次補正予算において、福島県からの要望も踏まえ、前述の福島県

が造成する「原子力被災者・子ども健康基金」に対して予算を計上した（962億円のうち180億円）。本基金により、学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業、学校施設等における空調設備等の設置支援等を実施予定。

(4) 環境モニタリング(空間、土壌、河川、地下水、海水中、海底土壌)・評価の継続的实施

- ・ 「環境モニタリング強化計画」(平成23年4月22日原子力災害対策本部策定)に基づき、「線量測定マップ」と「積算線量推定マップ」を月に2回程度更新。(4月26日、5月16日、6月3日、6月21日、7月20日公表)。
- ・ 福島県全域及びその近隣地域の放射線量等分布マップの作成に向けた空間線量率の測定・土壌調査を6月6日から開始(8月2日に空間線量率のマップを公表。8月中に土壌の放射能濃度のマップを公表予定)。農地土壌についても放射性物質濃度分布図の作成に向けた土壌調査を5月30日から開始(8月中にマップを公表予定)。
- ・ 緊急時避難準備区域において、子どもの目線と地元の要望に重点を置き、学校、病院、図書館等及びその周辺におけるモニタリングを実施(8月9日に中間的な結果を公表、必要に応じて追加のモニタリングを実施予定)。
- ・ 東京電力(株)福島第一原子力発電所から100km程度の範囲内、宮城県及び栃木県の航空機モニタリングを実施し、結果を公表(7月22日、7月27日)。現在、茨城県について航空機モニタリングを実施中。今後、年内をめどに、東日本全域についての航空機モニタリングを実施する。
- ・ 福島県、茨城県及び宮城県の沖合に海域モニタリングの範囲を広域化し、海水や海底土の測定を引き続き実施。
- ・ 食品・水道水中の放射性物質について、関係地方公共団体が継続的に検査を実施しており、国において毎日その結果を公表中。
※食品の検査実施状況検査件数11,203件、うち暫定規制値超過540件(8月7日時点)、水道水の検査実施状況検査件数34,818件、うち指標等超過69件(8月5日時点)。なお、水道水については、3月30日以降超過なし。
- ・ 「地方消費者行政活性化基金」や国民生活センターの既存の運営費交付金により、地方自治体に対し、食品についての放射線量検査機器の導入を支援する。
- ・ 東京電力(株)福島原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として、関係省庁、自治体及び事

業者が行っている放射線モニタリングの一元的な調整等を行うため、文部科学省のとりまとめで、モニタリング調整会議を開催(第1回:7月4日、第2回8月2日)。同会議において、平成 23 年内に政府、自治体等が連携して進めるモニタリングの内容と役割分担等を取りまとめた「総合モニタリング計画」を8月2日に決定した。

- ・ 福島県内の公共用水域及び地下水並びに宮城県沖及び岩手県沖の海域について、有害物質等に併せて放射性物質のモニタリングを実施。公共用水域(河川)の放射性物質濃度については6月3日及び8月1日(降雨後河川増水時の測定)に測定結果を公表。また、地下水の放射性物質濃度については6月21日に5地点、7月7日に41地点、7月14日に55地点、8月4日に10地点の測定結果を公表。海域の海水及び海底土に関する放射性物質濃度については7月8日に測定結果を公表。
- ・ リアルタイム放射線監視システムの構築や可搬型モニタリングポストの設置等、福島県内における環境モニタリングの強化や、各都道府県におけるモニタリングポストの増設や環境試料分析装置の整備等、全国の環境モニタリングの強化のために必要な経費を第二次補正予算に計上した(約235億円 ※一部、原子力被災者・子ども健康基金による事業を含む)。

3. 雇用の確保、農業・産業への支援

(1) 雇用の確保

- ・ 経済産業省、厚生労働省及び福島県は、連携して被災者の雇用機会の拡大及び被災企業の経営支援に取り組み、以下の施策等を通じて、県内で約2万人の雇用を創出することを目指すこととした。
- ・ 被災者に雇用機会を提供するため、合同就職説明会を年内に5回を目処に福島県内で開催することを決定(第1回は郡山市にて6月23日に開催、第2回は9月24日に同市で開催予定)。
- ・ 経済産業省、厚生労働省及び福島県の連名により、製造業、小売業など26の経済団体に対し、原子力発電所事故に伴う雇用機会の維持・創出に関する要請を実施(5月26日)。
- ・ 雇用創出基金事業により、福島県においては11,000人の雇用が計画され、そのうち4,428人が既に雇用されている(7月29日時点で厚労省把握分)。
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト(インターンシップ事業)の参画企業の中で、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し、公表(187

社、6月17日時点)。また、被災した実習生及び受入企業、特に福島県内で行う実習については、優先的なマッチングの実施や要件緩和等の柔軟な対応を特別に実施中。

(2) 農畜産業・水産業等

- ・ 出荷制限等を受けた農林水産事業者に対してJA・JFグループがつなぎ融資を実施しており、8月8日時点での貸付実績は約450件(約13億円)。
- ・ 農林水産事業者の損害に対して、関係者による損害賠償請求を迅速かつ適切に進めるため、農林水産省、関係県・市、関係団体(177団体、8月9日時点)による連絡会議を開催し(4月18日以降のべ5回)、原子力損害賠償をめぐる動きについての情報提供や意見交換等を実施。
- ・ 牛肉・稲わらから暫定規制値を超えるセシウムが検出された件に関しては、7月26日に緊急的な支援対策として①国産牛肉信頼回復対策、②肉用牛肥育農家の支援対策、③稲わら等の緊急供給支援対策を公表。その後出荷制限指示を受けた県が4県に増えたこと等を踏まえ、8月5日に出荷制限県の畜産関係団体が出荷遅延牛を実質買い上げる場合に支援する等の新たな対策を公表。

(3) 中小企業対策

- ・ 原子力災害や風評被害による影響を含め、震災により直接的、間接的に著しい被害を受けた中小企業を対象にした長期・低利(一部、実質無利子化)の新しい融資制度「東日本大震災復興特別貸付」や既存の制度とは別枠の新しい保証制度「東日本大震災復興緊急保証」について、5月23日から制度の運用を開始。5月23日から7月29日までに、「東日本大震災復興特別貸付」については、52,264件、1兆1,814億円の、「東日本大震災復興緊急保証」については、35,189件、9,394億円の実績をあげている。
- ・ 警戒区域等に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等に対しては、通常の金融支援とは別に、無担保で長期の無利子貸付を行う特別支援を実施することを経済産業省と福島県の間で合意し、6月1日から(公財)福島県産業復興センター及び県内の商工会等にて受付を開始。申込実績は225件、申込金額合計は約55億円(8月4日時点)。
- ・ (独)中小企業基盤整備機構による仮設店舗、仮設工場等の整備事業(第一次補正予算及び第二次補正予算において措置)について、福島県内においては8月5日時点で、13市町村、30箇所から整備要望が提

出されている。そのうち、基本契約を締結した、いわき市(1箇所)、新地町(2箇所)、磐梯町(1箇所)、南相馬市(3箇所)、相馬市(2箇所)、桑折町(1箇所)、飯舘村(2箇所)の12箇所で順次着工し、いわき市、南相馬市(1箇所)においては8月10日に工事完了。

- ・ (独)日本貿易振興機構が実施する海外見本市事業、セミナー等の国際ビジネス支援メニューの一部について、震災により直接的、間接的に被害を受けた中小企業を対象に、料金の割引や無償化を実施(7月時点で49件適用)。

(4) 風評被害対策・輸出支援

(検査態勢の整備・輸出支援)

- ・ 国が指定した検査機関が行う輸出品(農水産品を含む)に係る放射線量の検査料補助事業について、6月7日付けで検査機関を指定・公表。同22日から指定された13機関で事業を開始。また、船会社の申請による輸出用コンテナの検査も補助の対象とするべく、検査機関の追加公募を実施した。
- ・ 国内の輸出関係者に対しては、相手国別の日本産食品に対する規制内容を周知し、相談窓口において個別の相談を受けるとともに、産地証明等を求めている国に対する証明書の発行体制を整備等の対応中。
- ・ 諸外国の日本産食品に対する放射性物質の検査の要求に対応するため、検査機器の導入に対し支援するとともに、日本産食品の信頼回復のための情報提供に努めている。
- ・ 酒類については、国税局において輸出証明書を発行することとし、4月以降、EU、韓国及びマレーシア向けについて、生産日及び産地に係る証明書の発行を開始。その後、放射能分析体制についても整備を進め、6月以降、EU向けに係る放射能分析及び証明書発行についても対応中。今後、被災地を中心に酒類の安全性モニタリングを実施予定。
- ・ 4月22日に輸出コンテナ及び船舶の放射線測定のためのガイドラインを公表。現在、ガイドラインに基づく放射線量率の測定を横浜港・東京港等で実施中。

(情報発信)

- ・ 関係省庁、在外公館と(独)日本貿易振興機構の海外事務所等が連携し、原子力事故及び我が国の取組に関し、主要都市(12カ国・地域、15都市)で海外の産業界向けに説明会を実施。国内でも、外資系企業や在関西の領事団及び国際機関向け説明会(東京3回、大阪3回)を開

催。

- ・ (独)日本貿易振興機構は、21 カ国・地域の貿易振興機関に対し、風評被害防止への協力を要請。また、震災への影響、復興に向けた政府の取組等の英語関連情報を英文ホームページにて紹介。今後、約 50 の海外展示会において広報ブースを設置し、風評被害の防止を訴えるパネルや映像等を展示。
- ・ 日米両政府、経団連、全米商工会議所が日米官民パートナーシップを立ち上げ、復興関連行事を実施中(歌手レディー・ガガやニューヨーク「シェフの使節団」の訪日等による、日本産食品等の安全性の懸念の払拭につながる関連行事等)。
- ・ 在京外交団、国際機関及び外国プレスに対しては週1回ブリーフィングを実施。
- ・ 全国の港湾の 대기及び海水のモニタリング結果を、国土交通省のホームページにおいて公表。なお、これらの対策については外交ルートを通じ各国の港湾管理者・C I Q等関係機関へ、港湾・海運諸団体を通じて関係企業等に周知。
- ・ 放射能や食品等の安全に関してわかりやすく説明する「食品と放射能 Q&A」を作成し、自治体及び消費者団体等へ配布中。
- ・ 「復興アクション」キャンペーンと連携しつつ、「食べて応援しよう！」をキャッチフレーズとした被災地等の農林水産物等の消費促進を応援する取組として新聞広告やテレビCMによる広報活動、本取組に賛同する民間イベント等の情報の農林水産省のホームページへの掲載等を実施中。
- ・ 消費者へのリスクコミュニケーションとして、広く消費者の参加を求め、放射能と食品の安全をテーマに専門家を交えた意見交換会を開催予定(8月28日:横浜市、29日:さいたま市)。

(その他)

- ・ 5月の日加首脳会談での菅総理からハーパー首相への要請をはじめとする各種働き掛けにより、カナダ政府は日本産食品等への追加的輸入規制を解除。カナダ政府が実施する対日投資促進セミナーを、在外公館、(独)日本貿易振興機構が支援。
- ・ 各種国際会議の成果文書の中で、WTO協定と不整合な措置を講じないこと、我が国産品と渡航に対する措置が科学的根拠に基づくべきこと等が盛り込まれた。ビジット・ジャパン事業における15重点市場国・地域を中心に、在外公館等を通じ、最新で正確な情報を伝え、行き過ぎた渡航規制があれば見直すよう働きかけた結果、一

部の渡航規制が緩和された。

- ・ 風評被害を原因とする、取引停止、発注の大幅な減少、不当な条件による取引等を防止するため、科学的・客観的根拠に基づいて適切に対処するよう、関係業界団体等に対し、経済産業省が要請文を発出(6月1日)。
- ・ (独)日本貿易振興機構では、正しい情報提供がなされるよう海外のメディア等を招へい。5月には、ベルナマ(マレーシア国営通信社)を招へい。さらに、岩手県、宮城県、福島県の要望を踏まえて、中国の有力ジャーナリストを7月に招へいした。今後は、香港、ロシアからの招へいを準備中。
- ・ 経済産業省、(独)日本貿易振興機構等のホームページにおいて、諸外国の輸入規制や放射線検査等の情報を事業者に対して提供中。また、(独)日本貿易振興機構の緊急相談窓口や全国36ヶ所の貿易情報センター、世界73ヶ所の海外事務所において企業からの相談に対応中。

(5) その他の取組み

- ・ 被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の要件を緩和することなどを内容とする金融機能強化法等の改正法案を5月27日に国会に提出し、6月22日に成立、7月27日に施行。

4. 被災地方公共団体への支援

(1) 被災地方公共団体や避難者受入れ自治体への支援

- ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定める、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案」を7月22日に国会に提出し、8月5日に成立、8月12日に施行。
- ・ 電源立地交付金を原資として既に造成した基金について、当初の目的から変更し、災害復旧・復興に資する事業への活用を可能とすることとし、これまでに12件、約31億円の利用があった。
- ・ また、電源立地交付金の交付対象となっている被災地方公共団体から

の申請があれば、通常6月のところを4月にも交付を行うこととし、既に約7億円の概算払いを実施。交付申請に際しては、通常5月末までの申請時期を7月末まで延長。

5. 被災者・被災事業者等への賠償

(1) 原子力損害賠償紛争審査会の定める指針について

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会においては、迅速な被害者救済の観点から、政府指示等による避難や出荷制限など、緊急性が高く原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として策定することとしており、これまで、「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」(4月28日)、同第二次指針(5月31日)、同第二次指針追補(6月20日)を策定してきた。さらに、上記で既に決定・公表した内容にその後の検討事項を加え、原子力損害の範囲の全体像を示した同中間指針(8月5日)を策定した。第二次補正予算に、東京電力(株)による迅速な賠償の実施のため原子力損害賠償補償契約に基づき国から東京電力(株)に支払われる補償金(1,200億円)や、多数の紛争の発生が見込まれることから、その解決を迅速に行うための体制整備に係る経費などを計上した。
- ・ 原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介の手續に参与させるため、原子力損害賠償紛争審査会に特別委員を置くことなど、所要の規定を設けた。

(2) 生活者や事業者等への仮払い

- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく指示に従い避難等を余儀なくされた住民に対しては、まずは4月から世帯単位での仮払いを実施し、これまでに約55,000世帯に対し約514億円を振込み(8月5日時点)。さらに、7月5日、東京電力(株)は追加的仮払補償金の支払いを発表。(個人単位の支払いとし、避難状況に応じて1人当たり10~30万円)。7月25日から実際の支払いを開始し、これまでに約14,000名に対し、約39億円を振込み(8月5日時点)。
- ・ 農林漁業者に対しては、5月12日に決定された「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」を受け、東京電力(株)と関係事業者団体等との間で早期の支払い実現に向けた協議が進められ、5月31日から実際の支払いを開始。これまでに、6県(福島、茨城、群馬、栃木、千葉、神奈川)の農業団体及び2県(福島、茨城)の漁業団体に対し、約81億円を振込み(8月5日時点)。

- ・ 中小企業者に対しては、5月31日に東京電力(株)から仮払い対象、支払いの方法など具体的な仮払いの仕組みが発表され、6月10日から実際の支払いを開始。振込実績は、約5,500社、振込金額合計は約67億円(8月4日時点)。
- (3) 「原子力損害賠償支援機構法」及び「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」
- ・ 東京電力(株)福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みとして、(ア)迅速かつ適切な損害賠償の実施、(イ)原子力発電所の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、(ウ)国民生活に不可欠な電力の安定供給、の3つを確保するため、6月14日、原子力損害賠償支援機構法案を閣議決定し、国会に提出。8月3日、法案成立。
 - ・ 7月29日、今般の原発事故による被害者を早期に救済するため、緊急措置として、国による仮払金の支払い等に関し必要な事項を定める「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」が成立した。

6. ふるさとへの帰還に向けた取組

(1) 土壌等のモニタリング・除染・改良等

- ・ 「避難区域等の見直しに関する考え方」(8月9日 原子力災害対策本部決定)において、8月中を目処に除染に関する緊急実施基本方針を取りまとめ、関係者の連携の下、徹底的かつ継続的な除染を実施することを決定した。
- ・ 7月15日に、原子力災害対策本部は「福島県内(警戒区域及び計画的避難区域を除く)における生活圏の清掃活動(除染)に関する基本的な考え方」をとりまとめ、地域住民が清掃活動を行う際の留意事項や、清掃後の廃棄物等の処理に関する考え方を福島県及び環境省に対して通知した。
- ・ 福島県全域及びその近隣地域の放射線量等分布マップの作成に向けた空間線量率の測定・土壌調査を6月6日から開始(8月2日に空間線量率のマップを公表。8月中に土壌の放射線濃度のマップを公表予定。)。農地土壌についても放射性物質濃度分布図の作成に向けた土壌調査を5月30日から開始(8月中にマップを公表予定)。(再掲)

- ・ 福島県等と連携し、5月 28 日に農地土壌の除染技術開発に関する実証試験を開始した(飯舘村において、5月 28 日にはひまわり等のは種、6月 13 日には汚染された農地の表土除去試験を実施。また、川俣町においても、6月 29 日にアマランサス等のは種を実施。)

(2) 地域活力の再生・復興策の検討

- ・ 東日本大震災復興構想会議において、6月 25 日に復興への提言をとりまとめた。
- ・ 東日本大震災復興基本法の施行(6月 24 日)に伴い、東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島の3県に現地対策本部を設置した。
- ・ 同法に基づき、7月 29 日に「東日本大震災からの復興の基本方針」をとりまとめた。

(以上)